

# 倫理規程

本規程は、一般社団法人東京都カヌー協会において、関係者が遵守すべき倫理に関する基本事項を定め、もって当協会の社会的信頼の維持と業務及び競技活動の公正性を確保することを目的として制定するものである。

## 第1条 (目的)

本規程は、一般社団法人東京都カヌー協会（以下「当協会」という。）の役員、職員、その他関係者が遵守すべき倫理に関する基本事項を定め、もって当協会の社会的信頼を維持し、その業務及び競技活動の公正性を確保することを目的とする。

## 第2条 (適用範囲)

本規程は、当協会の役員、職員、加盟団体の構成員、選手、指導者、審判員、ボランティア、その他当協会の活動に関わる全ての者（以下「関係者」という。）に適用する。

## 第3条 (基本原則)

関係者は、次の各号に掲げる原則を遵守しなければならない。

- 法令、定款その他の規程を遵守する。
- 社会通念上の倫理規範を尊重し、公正かつ誠実に行動する。
- 当協会の目的及び使命を理解し、その達成に貢献する。
- スポーツの社会的価値を尊重し、その振興に寄与する。

## 第4条 (差別の禁止)

関係者は、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、年齢、障害、疾病、宗教、信条、身体的特徴その他の属性を理由とする差別を行ってはならない。

## 第5条 (暴力及びハラスメントの禁止)

関係者は、いかなる場面においても暴力、ハラスメント、いじめ、その他人格を否定する言動を行ってはならない。詳細は別途定める「ハラスメント防止規程」による。

## 第6条 (反社会的勢力との関係遮断)

関係者は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するものとする。当協会は、反社会的勢力との取引、利益供与、その他の関係を持たない。

## 第7条 (利益相反の回避)

関係者は、当協会の利益と自己又は第三者の利益とが相反する状況を回避するよう努め、これが避けられない場合は速やかに当協会に開示しなければならない。詳細は別途定める「利益相反管理規程」による。

## 第8条 (守秘義務)

関係者は、職務上知り得た当協会及び関係者の情報を、正当な理由なく第三者に開示し、又は自己若しくは第三者の利益のために使用してはならない。在任中及び退任後相当期間これを遵守する。

## 第9条 (公金等の適正使用)

関係者は、当協会が受領する補助金、助成金、会費、寄付金その他の財産を、その目的に従い適正に使用しなければならない。

## 第10条 (ドーピング防止)

世界アンチ・ドーピング規程の対象となる関係者は、これを遵守し、当協会のドーピング防止活動に協力するものとする。

## 第11条 (通報及び調査)

1. 関係者は、本規程に違反する行為を発見した場合、当協会に通報するものとする。
2. 通報窓口及び調査手続については、「ハラスメント防止規程」第6条から第9条までの規定を準用する。

## 第12条 (違反時の措置)

1. 本規程に違反した関係者に対し、当協会は、事案の軽重に応じ、注意、警告、出場停止、登録抹消その他必要な措置を講ずる。
2. 措置の決定は理事会において行う。ただし、緊急を要する場合は会長が暫定措置を講ずることができ、次回の理事会において承認を得るものとする。

## 第13条 (改廃)

本規程の制定及び改廃は、理事会の決議による。

---

## 附 則

本規程は2026年6月1日から施行する。